

青森県「再エネ共生制度」と「再エネ新税」 に関する意見



2024年11月2日

一般社団法人 日本風力発電協会

一般社団法人 太陽光発電協会

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

本資料の構成

1. 再エネ事業者3団体の概要
2. 有識者会議で示されている「3つの論点」に対する意見
 - ① 「ゾーニング」について
 - ② 「合意形成プロセス」について
 - ③ 「再エネ新税」について

1. 日本風力発電協会(JWPA)の概要

◆沿革

2001年 任意団体設立
2009年 一般社団法人へ移行
2010年 風力発電事業者懇話会と合併、現在に至る

◆ミッション

風力発電の普及・拡大を通じて、人々に安心で安定した暮らしを届け、持続可能な社会の実現を目指す。

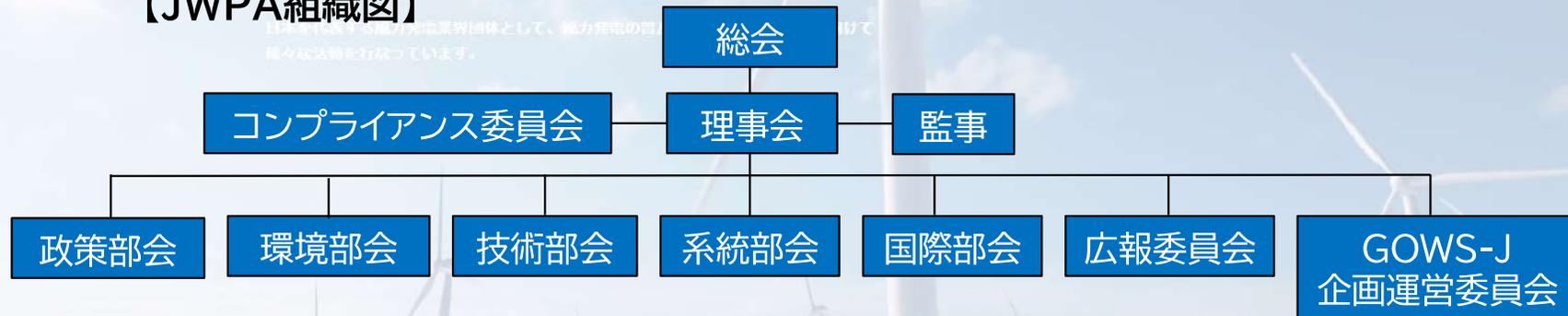
◆会員構成

- 発電事業者からサプライヤー、コンサルタント、金融、地方自治体まで風力発電に係るあらゆる業種 513社・団体(2024年9月10日現在)
- 国内風力発電設備容量の約80%を会員がカバー

◆協会活動内容

セミナーやイベントの開催から業界として取り組むべき諸課題の抽出、対応解決等について調査・研究、検討、立案する各種部会活動等、風力発電の普及促進を目指し様々な活動を行っています。

【JWPA組織図】



■ 使命

「国と地域に求められるエネルギーを、**地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギー**」となることを目指す。

■ 主な活動

- ・ 太陽光発電の健全な普及に向けた提言・関係機関への意見具申等
- ・ 太陽光発電設備の施工品質の向上や保守点検等に関するガイドラインの作成・公開
- ・ 施工技術者及び保守点検技術者の育成のためのPVマスター技術者制度の運用
- ・ 太陽光発電に関する標準化及び規格化についての調査研究、出荷統計の取り纏め・公開
- ・ 太陽光発電の健全な普及に向けた啓発活動：シンポジウムやセミナーの開催、情報発信
- ・ 使用済み太陽電池モジュールの適正処理・リサイクル等に関する研究

■ 会員数 154（2024年10月28日現在）

正会員：140 社・団体

- | | |
|-------------------------|------------|
| ・ 販売・施工（含むゼネコン、住宅メーカー等） | : 53社（38%） |
| ・ 周辺機器・部品・素材メーカー | : 28社（20%） |
| ・ 電力・エネルギー | : 19社（14%） |
| ・ 太陽電池セル・モジュールメーカー | : 18社（13%） |
| ・ 機関・団体 | : 2社（1%） |
| ・ その他（内、中間処理事業者4社） | : 20社（14%） |

賛助会員：14 団体

会員としてはパネルメーカーだけでなく、販売・施工、発電事業者、O&M（保守・点検）、リユース・リサイクルなど、太陽光発電の幅広いバリューチェーン全体の事業者からなる。

REASP（再生可能エネルギー長期安定電源推進協会）について



設立

- ・ 2019年12月設立
- ・ 正式名称：一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
Renewable **E**nergy **A**ssociation for **S**ustainable **P**ower supply (REASP)

協会の設立目的

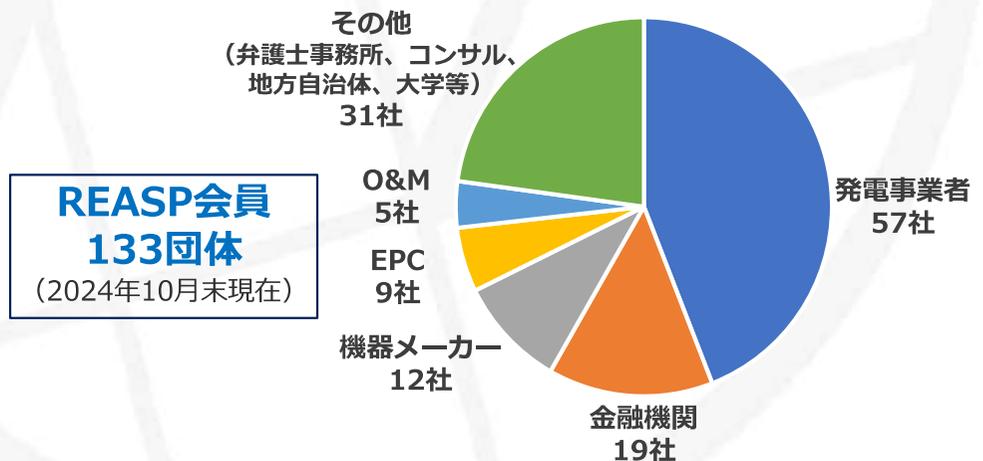
- ・ 日本における主力電源としての再生可能エネルギー発電を長期安定的な電源として普及促進し、エネルギー安全保障の強化と国民生活水準の向上に寄与するため、事業者団体として再生可能エネルギー事業の継続と将来に向けて安価でクリーンな電力供給を目指す。

将来の展望

- ・ 再生可能エネルギーによる将来的なカーボンニュートラルの達成
- ・ 発電事業者が再生可能エネルギー普及拡大を主導
- ・ 再エネ発電所と地域の共生・発電所の長期安定稼働・グリッドパリティの実現

REASPの会員について

大手発電事業者を中心に金融機関、EPC、O&M、大学、行政等様々なプレイヤーが会員となっている。



2. 「3つの論点」に対する意見

- 次頁以降で、有識者会議で示されている「3つの論点」に対して各論点ごとに意見を述べます。
 - ① 「ゾーニング」について
 - ② 「合意形成プロセス」について
 - ③ 「再エネ新税」について
- 事業者3団体連名の「意見書」のうち、要点を記載しています。

※意見の対象は第4回有識者会議(9月3日開催)までの公表資料に基づきます。

① 「ゾーニング」について **意見**

■ 「保全地域」の対象

- 現行の国の基準を超えて、青森県が独自に**国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けていただきたい**と考えています。仮に、国より厳しい基準を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示された上で、十分かつ丁寧な議論が必要と考えます。
- 例えば、事業が実施できないエリア **保護地域**(案)に、自然公園区域の2種・3種も含まれていますが、現行自然公園法施行規則では、再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。
自然公園区域の2種・3種については**保護地域**とするのではなく、事業実施の余地が残る**保全地域**としていただきたいと考えています。
- 同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では**保護地域**となっていない規制区分についても**保護地域**ではなく、事業実施の余地が残る**保全地域**としていただきたいと考えています。
- 「ゾーニング」の設定にあたっては、**再エネの導入に積極的な市町村の意向**も十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。

■ 「共生区域」の定義の明確化

- 今後の新規案件のうち、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域に加えて**共生区域**として認められる「**その他これらに準じた区域**」について、**明確かつ具体的な基準を示していただく**ことが必須と考えています。

② 「合意形成プロセス」について(1/4)

意見

■ 予見可能性の観点と対象事業

- 「合意形成プロセス」の対象事業は、**条例施行後に「再エネ特措法」に基づくFIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたい**と考えます。
- 事業計画において予見可能性の低下が予想されること、現行の法規制内容に照らして、後から規制が著しく強化されることは、事業者の投資を困難にするため、ルールづくりにあたっては、特に予見可能性について十分に担保される必要があります。

② 「合意形成プロセス」について(2/4) **意見**

- **共生区域**内で事業を計画する場合、関連法令の許認可手続の着手は、環境影響評価手続の終了後とされているため、開発期間が長期化します。これにより、「再エネ特措法」の下記2点のルールに抵触してしまいます。こうした**深刻な事態が生じないようにしていただきたい**と考えます。
 - ① 認定から3年以内に許認可※を取得できないことで、**認定が取消し**になります。
 - ② 運転開始期限までに運転開始できず、**認定期間が短縮**することで、**事業性が低下**します。



※ 対象許認可は、森林法における林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可

**県による事業計画確認・公表後、
関連法令の許認可手続を開始**

② 「合意形成プロセス」について(3/4) **意見**

■ 「合意形成プロセス」の適用対象外

- 前頁 P.9で示したとおり、第4回有識者会議までで示されている「共生制度」の案は、事業者にとって開発リスクを大きく高める内容となっています。
- このような事態を防ぐために、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている次の許認可は、「合意形成プロセス」の適用対象外としていただきたいと考えます。
 - 森林法における林地開発許可
 - 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - 砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可

② 「合意形成プロセス」について(4/4) **意見**

■ 「合意形成のあり方」と市町村の負担

- 「合意形成」は目的であって、その手段については、**必ずしも国の法律に基づかないものであっても、認められるようにしていただきたい**と考えます。
- 例えば、農山漁村再エネ法のスキームに初めて取り組む市町村にとっては、リソースも限られている中で、時間もコストもかかってしまうことになります。「共生区域」の活用を進めるためにも、「合意形成プロセス」でいう「合意」については、**市町村の負担も考慮した上で、柔軟に捉える必要がある**と考えます。

■ 「ガイドライン」策定にあたっては事業者の関与と協力が不可欠

- 「合意形成プロセス」の円滑な運用のためには、**市町村や事業者にとって、わかりやすい「ガイドライン」を策定しておくことが重要**であると考えます。事業者団体と各社は協力を惜しみません。
- 条例の施行日については、適切な内容のガイドラインが事前に策定され、市町村や事業者に対して、内容を十分に周知するための期間が設けられた上で、条例が施行されるべきと考えます。

③ 「再エネ新税」について(1/4)

意見

■ 財産権や経済活動の自由に対する留意

- 前提として、カーボンニュートラル社会の実現に取り組む再エネ事業者の財産権や経済活動の自由を過度に制約するルールにならないよう、十分に配慮していただく必要があると考えます。

■ 既存事業(既設)に再エネ新税を課されることには反対

- 事業者には予見可能性が一切なく、いわば「後出し課税」と言わざるを得ません。**既存事業への課税は見送っていただくべき**と考えます。
- 開発当時、将来の「再エネ新税」を予見できるはずがありません。
- 事業者が開発に着手する際には様々な前提事実を考慮するところ、特に、課税関係は、キャッシュフローに直接的な影響を与える事実ですので様々なリスクシナリオを想定しますが、「後出し課税」を想定していた事業者は皆無といえます。

③ 「再エネ新税」について(2/4)

意見

■ 「開発中」の案件をどのように取り扱うかについても予見可能性の観点が重要

- 「条例施行日」の前日までに、再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を取得済の案件は、実質的に「既存事業」と同じように取り扱うこととし、課税対象とすべきではないと考えます。
- 前頁 P.12で示したとおり事業者の予見可能性という基本的な視点を踏まえることがきわめて重要と考えます。事業者がFIT/FIP認定を取得するまでに、各種調査や環境影響評価や地域との合意形成等にすでに相当程度費用と時間と労力を費やしていることを踏まえれば、上記のとおり対応していただくことを要望します。
- そもそも、国の再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度は、「課税コスト」を転嫁できない制度になっています。「ポイント・オブ・ノーリターン」を過ぎた「開発中」の案件に課税されてしまった場合、市町村をはじめとする地域に「還元」することで合意している利益の一部を、想定外の青森県への納税分に充てることも検討せざるを得ません。このことは、再エネ事業を受け容れてくれた市町村をはじめとする地域との関係で、事業者3団体の各会員がもっとも懸念していることのひとつです。
- なお、条例の成立日までにFIP入札済の案件についても、上記の「取得済」と同様、再エネ新税によるキャッシュフローへの影響について予見可能性がなく、課税対象とすべきでないと考えます。
- 条例の施行日については、条例およびガイドラインの周知期間の他、FIP入札からFIP認定までの期間に関しても十分に考慮していただくべきと考えます。

③ 「再エネ新税」について(3/4)

意見

■ 投資家や金融機関への影響

- 多くの再エネ発電事業は、金融機関からの借り入れ(プロジェクトファイナンス等)によって成り立っていることから、再エネ新税の導入による影響は、金融業界にも波及し、より厳しい融資審査を受けることとなります。
- そうなれば、事業の実現可能性が低下し、ひいては事業者による**青森県への投資意欲が低下する事態を招きかねません**。投資家や金融機関への影響にも留意いただきたいと考えます。

■ 事業者へのヒアリングを踏まえた適切な負担水準

- 仮に、一定の条件のもとで、再エネ新税が課されることになった場合、その**負担水準は、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度**の水準であることが、**もっとも重要**だと考えます。
- 事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものであることを検証する作業は、きわめてテクニカルかつ重要なものであるため、**課税対象と範囲、具体的な税率の検討にあたっては、各事業者への個別ヒアリングが欠かせない**と考えます。

③ 「再エネ新税」について(4/4)

意見

■ 「共生区域」内の案件

- **共生区域**に設定された地域に再エネ発電施設を有する企業については、青森県内の**市町村**に対し、他の種類の納税等を通じてすでに貢献しているため、**再エネ新税の課税対象とすべきでない(非課税)**と考えます。